

成果連動支払における成果指標・測定方法の詳細

この規程は、成果連動支払部分の評価を適正に行うために、令和6・7・8年度「枚方市生活保護受給者等就労支援事業」成果水準書の8.支払い条件等（2）成果指標・測定方法についての詳細を定めるものとする。

1 成果連動支払要件

成果連動支払については、本事業利用者の内、年度内就労決定者が100人以上であるか、就職決定率（稼働能力不能者除く）が50%以上であるかのいずれかを満たしている場合に支払を決定する。

※就職決定率とは、稼働能力不能者数を分母から除いて小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで算出したものとする。

※年度内就労決定者には、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型は除くものとする。

2 成果指標等

（1）保護の廃止件数

本事業利用者が受注者の就労支援により就職決定し、当該就労収入により最低生活費を上回り保護廃止と決定した世帯件数。また、4月1日付保護廃止の世帯については前年度の成果とするものとする。

（2）就労定着者数

本事業利用者が受注者の就労支援により就職決定した者で、市が対象者の給与明細等から、1カ月収入認定処理を行ったことができた者を就労決定者と言い、就労決定者がそれぞれ3カ月及び6カ月定着できた就労定着者数。また、その起算月は初回給与等の認定処理月を就労決定月とする。

（3）障害者手帳所持者の就労決定者数

①障害者手帳所持者の要件

障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とし、就労開始時点において所持している者とする。

②就労決定者数

障害者手帳所持者の要件を満たした本事業利用者が、受注者の就労支援により就職決定した者とし、市が対象者の給与明細等から、1カ月収入認定処理を行ったことができた就労決定者数。

(4) メンタル不調者の就労決定者数

①メンタル不調者の要件

メンタル不調者とは、(3) ①の要件を満たさない場合であって、障害者総合支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療)の該当者、及び精神科・心療内科医が6か月以上診療を要すると判断した者とし、就労開始時点において自立支援医療該当者、及び精神科・心療内科医が6か月以上診療を要すると医療要否意見書で判断した者。

②就労決定者数

メンタル不調者の要件を満たした本事業利用者が、受注者の就労支援により就職決定した者とし、市が対象者の給与明細等から、1か月収入認定処理を行ったことができた就労決定者数。

(5) 支払い基準

(a) 1世帯あたり60,000円

(b) 市が対象者の給与明細等から、就労開始後4か月収入認定処理を行ったことができ、4か月間の総収入額が15万円以上の場合、1人あたり30,000円

但し、各年度末時点において4か月収入認定処理であること。

(c) 市が対象者の給与明細等から、就労開始後7か月収入認定処理を行ったことができ、7か月間の総収入額が30万円以上の場合、1人あたり20,000円

但し、各年度末時点において7か月収入認定処理であること。また、(b)において15万円未満であっても(c)で30万円以上であれば(b)の30,000円を併せて算定できるものとする。)

※総収入額とは、交通費等経費を含めた総支払額をいう。

(d)及び(e) 1人あたり5,000円

但し、各年度時点において1か月収入認定処理で確認できたもの

(6) 要件の重複について

① (a) 及び (b) 又は (c) 双方の要件を満たす場合は、1人あたりの上限額を(a)に定める額とする。

② 各年度において、支援対象者が、複数回廃止又は就職に至った場合においても、各成果指標の請求は各々1回に限る。

3 事業者提案による成果指標(支払いにつながらない)

利用者の行動変容、事業者提案による指標について、事業の目的にあったもので、評価が客観的に示す事ができる指標であること。

事業者提案により達成目標、設定根拠を設定

(選定審査会の審議を経て市の承認を得たものに限る)

4 成果連動支払部分の支払方法等

市は各年度終了後に、成果評価及び成果連動支払額の算出を行い、受託者へ通知する。
通知受領後、受託者は速やかに市へ当該年度分の請求を行うものとする。

※成果連動支払額については年度予算上限を超えての支払いは行わない。

5 その他

当規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、
決定するものとする。